官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三七）　四
○政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令（三三八）　七
○総務省組織令の一部を改正する政令（三三九）　八
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（三四〇）　九
○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四一）　一〇
○国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（三四二）　一〇
〔府　令〕
○国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則（内閣府九二）　二
○防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（同九三）　一三
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同九四）　一三
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同九五）　一三
〔復興庁令〕
○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁六）　一三
〔省　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務一二二）　一三
○日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令（同一二三）　一四
○郵便法施行規則等の一部を改正する省令（同一二四）　一五
○政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（同一二五）　一五
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一五
○商業登記規則等の一部を改正する省令（法務五一）　一五
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務二四）　一六
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令（財務六四）　一六
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七八）　一七
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八五）　一七
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一二）　一七
〔法規的告示〕
○防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府関係告示の整備に関する告示（内閣府一二三）　一七
○地方税法施行規則附則第六条第二十三項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件（同一二四）　一七
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（個人情報保護委一二）　一七
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件及び本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁七九）　一七
○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同八〇）　一八
○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件（総務三九三）　一八
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務八五）　一八
○乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業・国土交通七）　一八

（以下次のページへ続く）　八〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。